

東京都知事 小池百合子 様

東京都商工会連合会  
会長 山下 真一

## 令和 4 年度東京都予算に対する要望

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の長期化は人流や物流、消費や経済活動に大きな制約を与え地域経済と中小・小規模企業は甚大な影響を受けている。また、従来からの深刻な人手不足に加え生産性の向上や事業承継問題は継続しており、経営の不透明感は一層増している。さらに今後は持続可能な開発目標(SDGs)、脱炭素社会、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の社会的な課題に対して中小・小規模企業としてどう取り組んでいくかが問われている。

多摩島嶼地域の現状を鑑みれば、経営者の高齢化や後継者難など、事業所数や製品出荷額の減少に歯止めがかからないだけでなく、このままの状態が続くと多くの中小・小規模企業が売上減少と家賃等の固定費負担に耐えかねて事業の継続をあきらめて廃業してしまう。

東京都は、こうした厳しい状況に置かれ、「ポスト・コロナ」という新しいステージで、感染を抑えながら「新しい日常」を定着化させていく多摩島嶼地域の中小・小規模企業を強力に支援するための予算を引き続き十分に確保されるとともに多摩の魅力を観光やビジネスに結び付け多摩地域の持続的発展を支援されたい。

本会は、東京都、国などの関係機関とこれまで以上に連携して「新しい日常」の定着を目指し、地域経済・社会の発展に貢献していく所存であり、そのためにも地域にとってなくてはならない商工会の切なる要望を是非とも実現していただきたく、27商工会2万9千の会員の総意を持って強く願う。

### 一. 「新しい日常」の定着に向けた中小・小規模企業支援

1. 「ポスト・コロナ」に向けた生産性向上支援の拡充・強化について
2. 事業承継、創業に対する支援の強化について
3. 「ポスト・コロナ」における新たな地域活性化支援の強化について

### 二. 小規模企業振興

1. 小規模企業への支援の更なる充実について
2. 商工会等を中核に支援力を強化した実効性ある支援体制の強化について
3. 中小・小規模企業の働き方改革の実施に対する支援の強化について
4. 消費税の軽減税率制度に対応するための支援の強化について

### 三. 観光振興

1. 多摩の観光振興を推進する広域的なネットワークへの支援の強化について
2. 多摩地域への観光客誘致について
3. 多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について

### 四. ものづくり振興

1. ものづくり中小・小規模企業への支援の充実について
2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について

### 五. 多摩地域要望

1. 横田飛行場の民間利用促進について
2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について

### 六. 島嶼地域要望

1. 離島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について
2. 小笠原空港の早期開設について

(詳細以下の通り)

## 一. 「新しい日常」の定着に向けた中小・小規模企業支援

### 1. 「ポスト・コロナ」に向けた生産性向上支援の拡充・強化について

#### (1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進支援の強化

「ポスト・コロナ」に向けてデジタルを活用した変革期を迎えている。生産性を向上させた新たな事業の展開、テレワークなど新しい働き方をするためには、AIやIoTに代表される最新技術の活用が必要である。しかし、経営者の高齢化が進み、経営資源が乏しい中小・小規模企業では現場で活用できるまでに時間を要する。適切な情報提供と専門的なアドバイスがあり、負担の軽減があれば新たなビジネスチャンスを掴むことができる。最新技術の導入やテレワークに対する補助制度を充実するなど、規模に関係なくICTを活用して生産性を向上できるように支援を強化されたい。

また、「ポスト・コロナ」時代の決済手段としてキャッシュレス決済を定着させることが必要であるが、経営状況が回復していない中での費用負担がより推進を妨げることになるため、小規模企業が導入できるよう初期導入費用への助成、手数料の低減や補助、決済後の入金までの時間短縮など体制整備等について支援されたい。

さらに通信インフラが拡充される一方で、セキュリティ技術に長けた人材は供給が追い付いていない。人やモノがネットにつながり、それらを中心に社会が回ることから、地域ごとにサイバーセキュリティを担う人材を配置することが望まれる。特に中小企業ではセキュリティ対応が弱いことから中小企業のセキュリティを支援する人材を育成・活用するため商工会に予算措置していただきたい。

#### (2) 事業転換、業態転換等への支援の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症の影響で、従来の経営形態が維持できなくなった中小・小規模企業の倒産や廃業を避けるため、「新しい日常」に対応して新事業に取り組むか、新たな業態に転換することが必要となっている。しかし、急激な経営環境の変化により事業面での制約が厳しく経営資源が十分でない中小・小規模企業における業態転換等には困難が伴う。

当会では、中小・小規模企業が事業継続できるよう専門家等による直接のアドバイスや、事業者寄り添った商工会経営指導員による伴走型経営支援を積極的に推進しているので、業態転換等に対する補助金(業態転換支援事業)の拡充や期間の延長、融資制度における利子補給や信用保証料補助及び返済期間の延長、また事業者負担軽減のための手続きの簡素化など、必要な予算を確保し、資金支援を拡充・強化されたい。

### (3) 販路開拓等の支援の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症の影響で、中小・小規模企業は顧客・取引先と売上を大きく減少させている。事業を継続するためには、迅速に取引先や顧客を獲得する販路開拓が必要である。しかし、経営基盤が脆弱で人材や資源が不足しているため効果的な販路開拓が行われていない。特に広域的に取引先を獲得する販路開拓、データを活用してのマーケティング活動、ネットを活用した販路開拓などは十分でないため、販路開拓と有効なツールを活用するための専門的なアドバイスと、「非対面型サービス導入支援事業」による資金面等からのサポートの継続を強く要望する。

## 2. 事業承継、創業に対する支援の強化について

### (1) 事業承継と経営資源をつなぐための支援制度の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、多くの事業者においては経営環境の変化に対応するための新たな取り組みに着手しはじめているが、経営資源が十分でない小規模企業においてはこうした変化への対応が難しく、また資本力も乏しいことから、今後、廃業を余儀なくするケースが増えることが予想される。特に、経営状況の悪化により短期的な課題である売上確保が目にとまり、従来から問題となっている事業承継を考えるに至らないことが多い。

そのため、事業承継や経営資源の引き継ぎを促進させるため、令和3年度より「多摩・島しょ地域資源承継支援助成金」事業に取り組んでいるが、事業承継や経営資源を引き継ぐタイミングは事業者ごとにバラつきがあり、よりタイムリーに推進することが求められることから、本制度のさらなる拡充を図り、地域にとって必要な事業者や重要な経営資源を残せるよう充実強化されたい。

### (2) 新規開業、創業支援に対する支援の強化

新型コロナウイルス感染症拡大によって当たり前だと思われてきた常識が激変し、事業者においては厳しい経営を強いられている一方で、新しい生活様式や従来にない新たな価値観が生まれるなど、こうした時代だからこそビジネスチャンスであるとも言える。また経営資源を引継ぎながら創業することで、取引先や顧客を確保しながら、かつ費用負担を軽減してスタートするといった新たな創業のカタチも生まれている。

倒産や廃業が増える中で、創業に対する支援は大変重要なものであり、より強力で促進させることが急務である。コロナ禍において創業希望者が一歩踏み出す後押しとなるよう創業助成の拡充や創業融資における利子補給（無利子化）など資金面の支援を充実させるとともに、既存事業や経営資源を引継ぎながら創業す

ることによって経験値のある前経営者と比較されるなど、より経営力が求められることから創業者に対する経営者教育等への支援について充実されたい。

### **(3) 廃業(計画的な事業終了)支援と事業、経営資源の継承に対する支援**

新型コロナウイルスの影響による売上低下や営業・取引形態の変化等に加えて、先行き不透明な経営環境の下で今後の事業展開が見えず、業績不振からの脱却が困難と考えて、事業継続を断念する経営者が増えると予想される。これまでこうした廃業や店舗の閉鎖等に対する支援はなかったが、中小・小規模企業に対する計画的な事業終了をサポートする廃業支援の必要性が高くなっている。

ただし、廃業支援とは積極的に廃業を促進するものでなく、廃業を決めた経営者が債務超過にならずに計画的に事業を終了するよう支援する取組である。廃業に対して、取引先との関係整理や事業用資産の処分、事業終了までの資金繰り等について、①必要な情報の提供、②相談、③専門家による支援を行うものである。この過程で経営者自身が気付かなかった、事業や保有する経営資源等について継承が可能であり、有用なものがあつた場合は事業、経営資源の第三者承継等を進めるものである。コロナ禍での事業の円滑な終了と、有用な事業と経営資源の継承に対する支援の創設と実施を強くお願いしたい。

### **(4) 中小・小規模企業のBCP策定支援の強化**

新型コロナウイルス感染症における様々な変異株が発生している中で、事業を継続するための対応を事業者側においても準備しておく必要がある。

さらに災害も多発していることから、災害及び感染症等に対するBCP（事業継続計画）の策定が急務である。しかし、規模が小さく、零細経営の事業者では計画策定が進んでいないことから、中小・小規模企業におけるBCP策定の支援の強化を強くお願いする。

## **3. 「ポスト・コロナ」における新たな地域活性化支援の強化について**

### **(1) 多摩島嶼地域の観光による活性化への支援の強化**

地域を訪れる観光客と地域住民等との交流による消費、経済活動を起す観光の地域活性化へ効果は大きく、特に人口減少地域においては地域産業の柱となっている。新型コロナウイルス感染の影響が長引いていることで観光客の激減状況は回復していない。感染の拡大防止と経済活動を両立するための「新しい日常」を定着させつつ、「ポスト・コロナ」を見据えた「観光」による地域活性化が推進できるよう、新しい多摩島嶼地域の観光確立のため特段の支援をお願いしたい。

## (2) 島嶼地域の活性化への支援の強化

島嶼地域では医療体制が脆弱なため、新型コロナウイルス感染症の蔓延に対しては慎重にならざるを得ない状況にあり、主要産業である観光事業においても来島客の激減による影響のほか、感染への恐怖から営業自粛を余儀なくするなど、事業者が受けた影響は甚大である。

地域経済の立ち直りに向けて、事業者、商工会等に対して助成等の資金面や公共事業の実施等による仕事の確保について特段の支援をお願いしたい。また、東京の宝島である島嶼の観光産業の活性化への施策の一層の充実をお願いしたい。

## 二. 小規模企業振興

### 1. 小規模企業への支援の更なる充実について

#### (1) 商工会等に対する補助金の確保及び経営改善普及事業の拡充

経営改善普及事業は地域商工業者や小規模企業の多様なニーズにきめ細かく対応した中小・小規模企業対策の中心的な事業であり、「ポスト・コロナ」を見据えて安定的に実施することが重要である。そのためには現場で小規模企業を直接支援する経営改善普及事業に従事する職員の人件費の増加を反映させた事業費の確保が必要である。

また、商工会が推進する地域振興事業は、小規模企業や住民、地域団体が連携し、地域経済を活性化させて消費を拡大するもので、経営改善普及事業の効果を高め、小規模企業の経営意欲を喚起するために重要な事業である。

については、経営改善普及事業に従事する職員の人件費増加などにも配慮して商工会等に対する小規模事業経営支援事業費補助金を確保し、その実施に当たっては柔軟に運用できるよう改善されたい。また、地域振興事業を経営改善普及事業に位置づけて積極的に支援されたい。

#### (2) 小規模企業の円滑な事業承継と創業の推進支援

- ① 東京の小規模企業の多くは事業承継ができずに廃業するなど減少している。当会の調査では、多摩島嶼の小規模企業の過半数は創業者で、経営者の4分の1は70歳以上であることから、多くの小規模企業が事業承継に直面している。一方で小規模企業は、雇用や経済面だけでなく、祭りや行事、まちづくり、防災、防犯など、多様な取組で地域に貢献している。その減少は、地域の活力を喪失させ、東京の発展にも影響を及ぼすといえる。

本会では、東京都の支援により平成29年度には、閉店や廃業をする店を地域の別の企業が引き受ける新たな支援に取り組み、平成30年度からは事業承継に必要な費用負担を軽減する助成制度を開始したが、事業承継には5年程度の期間が必要なことからさらに支援を強化されたい。

② 創業を支援するには経営面からの支援、資金面からの融資、助成支援が重要であり、これらの支援については東京都の新たな取り組みにより環境が整備されてきた。しかし、創業後5年程度は赤字状態が続き、資金面で厳しい状態が続くといえる。こうした状態の創業企業を支援することは経営の安定化に有効であり、創業成功企業の増加につながる。創業者への助成、融資等の資金面の支援の充実を図りたい。

## 2. 商工会等を中核に支援力を強化した実効性ある支援体制の強化について

### (1) 商工会等による経営発達支援や事業承継を推進する支援体制の強化

これまで半世紀以上にわたり小規模企業を支援してきた商工会には、より高い専門性と実効性が求められており、地域における小規模企業の支援機関としての責務はより重くなっている。都内27商工会の現状をみると、身近な地域の支援機関としての役割を果たしているものの、中核的な支援機関としての機能を十分に発揮するには課題もある。経営指導員による経営現場における支援力の更なる強化や、地域の実情に応じた実効性ある支援の実現等が必要である。

小規模企業が集中する東京においては、地域経済の活性化に寄与する小規模企業の経営持続化を促進し、事業承継や創業を強力にサポートするため、平成27年度に本会に設置された広域性、専門性を備えた「多摩・島しょ経営支援拠点」を核として、商工会と連携して事業を推進できるよう支援を更に強化されたい。

### (2) 経営指導員の一層の資質向上を図る中小企業診断士養成課程への派遣支援

商工会が小規模企業支援の中核となり、その役割を果たしていくためには、経営指導員の一層の資質向上を図ることが必要である。多様化、高度化、広域化する経営支援ニーズに対応する専門性を持った職員を養成するため、中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業診断士養成課程」への派遣費用については、柔軟に活用できるよう助成方法を検討されたい。

### (3) 商工会館の維持及び耐震工事等への補助制度

多くの商工会では、老朽化の進む商工会館を限られた補修を施しながら維持している。商工会館の耐震診断の必要性を理解しながらも、その後の耐震工事が必要となった場合、工事費への対応準備がないのが現状である。

近年自然災害の頻発化などにより小規模事業者の事業活動の継続に支障を来す事態が生じており「小規模事業者支援法」の一部が改正され、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会が市町村と共同で支援していくこととなっている。地域内小規模企業支援の拠点として重要な役割を果たす商工会館の維持に向けて、耐震診断並びに耐震工事などに対する補助制度を創設されたい。

### 3. 中小・小規模企業の働き方改革の実施に対する支援の強化について

少子高齢化による労働力人口の減少や人手不足が深刻化する中で、多様な人材の活躍と生産性向上の両方を実現することは重要である。平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、中小・小規模企業も改正された規制への対応が必要となった。しかし、同一労働・同一賃金や時間外労働等の問題については、業種、業態、規模ごとに経営状況も大きく異なる中小・小規模企業では対応は難しい。もともと中小・小規模企業は経営者が従業員一人一人の状況を把握して、多様な働き方を実現して幅広い地域における雇用の受け皿としての役割を果たしてきており、画一的・一律的な対応にはなじまない。さらに、長時間労働については仕事を選べない下請け取引における短納期要請や急な仕様変更等があり、取引条件等の改善なしには対応が不可能である。

働き方改革の実施にあたっては、中小・小規模企業のこうした実態を踏まえて、適切に対応できるよう東京都も支援に取り組まれない。

### 4. 消費税の軽減税率制度に対応するための支援の強化について

消費税の税率が10%へと引き上げられ、軽減税率が導入されたが、軽減税率への対応を円滑にできている小規模企業は多くない。また、現在でも売上が減少している小規模企業が多く、税率の引き上げにより、地域を支えている小規模企業の経営はますます苦しくなっている。

こうした状況を踏まえて、小規模企業が円滑に価格転嫁でき、免税事業者の排除につながるインボイス制度(適格請求書等保存方式)を導入せずに軽減税率制度に対応できるよう東京都も支援に取り組まれない。

## 三. 観光振興

### 1. 多摩の観光振興を推進する広域的なネットワークへの支援の強化について

大都市近郊でありながら、豊かな自然と利便性を備えた多摩地域のポテンシャルは高く、その魅力を海外の方に知っていただくことは多摩の小規模企業にとって大変重要である。訪日外国人へその魅力を伝える機会として期待していた東京オリンピック・パラリンピックは新型コロナウイルス感染拡大により無観客となったものの安全・安心な大会として開催され、東京の将来の発展を見据えたレガシーとして重要となっている。

本会では、平成29年度より外国の方々が実際に訪れて、その良さを体験してリピーターになってもらうため、海外に向けて多摩の魅力を発信している。また、自

治体単位で行われることが多い観光振興の事業を、商工会や商工会議所、観光協会、商店街、JA、企業、自治体等が加わった広域的なネットワークにより、多摩地域全体で面的に展開する体制づくりを推進している。こうした取り組みに対する支援をさらに強化されたい。

## 2. 多摩地域への観光客誘致について

### (1) 観光客誘致を実現するプロジェクト実施への支援

多摩の魅力を知っていただき、実際に体験してもらってリピーターになってもらうには、上記1のネットワークを活用し、多摩地域全体で観光客誘致かつリピーター増加のプロジェクトを実施していくことが大切である。具体的には①多摩の自然と文化を体験する観光ルート開発プロジェクト、②多摩の自然、食、産業等の魅力を世界に情報発信するプロジェクト等の実施への支援を強化されたい。また、特産品開発や多摩島嶼地域の紹介イベント開催などに対して支援されたい。

### (2) 観光客受入体制の整備への支援

- ① 東京近郊の安全・安心な暮らしと完備されたインフラに接して、東京の懐の広さを知ってもらうため、多摩川及び秋川流域での観光インフラとしてのトイレや休憩・駐車スペース等の整備並びに川岸保全措置等を推進されたい。
- ② 外国人観光客が必要な情報へのスムーズなアクセスを保証するために、ハード(無線LAN等のインフラ環境)とソフト(言語・サイン・コミュニケーション等)の両面にわたるインフラ構築、特に中小・小規模企業がインバウンド市場への対応が可能となる多言語音声翻訳システムの導入等について推進されたい。

## 3. 多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について

現在、西多摩や南多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスは良くないが、JR東日本南武線・南部支線・東海道貨物支線は羽田空港まで目と鼻の先まで繋がっており、羽田空港へ乗り入れれば時間を短縮できる。また、南武線は立川で中央線・青梅線、分倍河原で京王線、府中本町で武蔵野線、稲田堤で京王相模原線、登戸で小田急線、武蔵溝ノ口で田園都市線、武蔵小杉で東横線・目黒線・横須賀線など多くの路線と接続している。乗り入れが実現すれば、外国の方が南多摩・西多摩地域へ興味を持ち、訪れる機会が多くなる。多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスを強化するため、JR東日本の南武線の羽田空港への乗り入れ実現に取り組まれたい。

## 四. ものづくり振興

### 1. ものづくり中小・小規模企業への支援の充実について

多摩地域は、世界一の都市東京の近郊で、豊かな自然と利便性を兼ね備えた特色ある地域であり、高い技術力を持った中小・小規模企業が多数存在し、大学や研究機関等が集積し、優秀な人材も豊富である。多摩地域は、東京の新しいものづくりが育つ潜在力を有している。

については、ものづくり企業が新たな分野に挑戦し、起業や第二創業ができるなど、ものづくり中小・小規模企業が元気に世界を目指す新たな拠点として、例えば大規模工場の跡地を都が取得するなどして、モデルとなる豊かな緑と環境を具現化した小規模企業向け「インダストリアルパーク」のような工場団地の整備を検討されたい。

また、ものづくりにおけるAIやIoTの活用によるデジタルトランスフォーメーションが、コロナ後のものづくりの構造の変革につながる。ものづくり企業の創造力と競争力を高め、成長につながるようにデジタルトランスフォーメーションの推進を支援されたい。

### 2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について

本会では、平成28年度よりものづくり人材を育成し多摩地域中小・小規模企業への就業を推進するとともに、人材の確保・育成等に課題を抱えるものづくり中小・小規模企業の受入環境の整備等を支援してきており、多摩地域中小ものづくり企業の外国人活用による生産性向上モデルの創出等にも取り組んだ。

令和2年度からは、中小・小規模企業においても就職氷河期世代やシングルマザー一等の就労困難者と、外国人材等が多様な働き方に対応して確保・育成ができるよう受入環境の整備や従業員の定着化の推進等について、本会を中心に各支援機関等の広域的なネットワークで取組む「多摩地域人材ダイバシティ推進ネットワーク事業」で支援しているが、新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、多摩地域のものづくり企業にとって優れた人材の確保は課題である。そのため、長期的に取り組めるよう支援を継続されたい。

## 五. 多摩地域要望

### 1. 横田飛行場の民間利用促進について

横田飛行場の民間利用促進は、地域産業の活性化や雇用の創出につながるとともに多摩地域の経済発展、ひいては日本の国際競争力強化にもつながり、首都圏における人々の利便性向上と経済的効果が期待できる。近隣市町への騒音対策を押し進めた早期の民間利用を促進されたい。

### 2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について

#### (1) 多摩地域各駅の利用者の転落防止施設整備の早期実現

多摩地域では高齢化が急速に進行するとともに観光客も増加が見込まれることから、全ての人々が安心して鉄道を利用できるよう多摩地域の鉄道各駅にホームドア等の転落防止施設を早期に整備されたい。

#### (2) 多摩都市モノレールの上北台から箱根ヶ崎への早期延伸

平成28年4月20日に国の交通政策審議会から「東京都圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申があり、上北台～箱根ヶ崎間は、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされた。

東京都の令和3年度予算で、箱根ヶ崎方面「多摩都市モノレールの整備」として基本設計等の調査費用が新規に3億円の予算が計上されたことから上北台から箱根ヶ崎までを一日も早く事業化されたい。

#### (3) 東村山都市計画道路3・4・15の2号新東京所沢線の早期整備

東村山都市計画道路3・4・15の2号線は、区部の放射第7号線から延伸され、西東京市・新座市・東久留米市・清瀬市を經由して所沢市に至る幹線道路として北多摩北部地域と埼玉県所沢市を東西に結ぶ重要な東京都の都市計画道路の一区間である。整備されると今まで少なかった東西方向の流れが大きく改善されることから、現在、清瀬市内で整備が進められているが、早期に開通されたい。また同時に都心へのアクセスを改善するルートについても早急に整備されたい。

#### (4) 西武新宿線・池袋線の踏切対策の早期事業化

西東京市内を走る西武新宿線、池袋線の踏切で交通渋滞が発生している。遮断時間も長く「開かずの踏切」状態が多く見受けられ、交通渋滞を招くとともに、市街地が分断され、救急活動等の妨げにもなっている。交通の円滑化に加えて駅周辺のまちづくりの進展にも大きな効果が期待されることから、連続立体交差事

業や単独立体交差事業による踏切対策を早期に事業化されたい。

#### (5) 都営村山団地の早期建設と住民への利便性を考慮した商店配置

都営村山団地の後期計画が進んでいるが、団地の中央部（45号棟から50号棟）の商業者は、建物の解体・建設の工事スケジュールが示されないため、将来の事業の継続、後継者への承継等について不安を抱いている。

商店街地区の今後の具体的計画の早期の提示と、住民への利便性を考慮して商店を配置されたい。

## 六. 島嶼地域要望

### 1. 離島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について

#### (1) 離島航空路線における便数の確保

八丈町は、各種団体と一体となり、スポーツアイランド八丈島として観光振興・地域活性化の為に招致活動に取り組んでおり、島民の足としての生命線である航空路の便数増減は、商工業者や観光関連業者にも大きな影響を与える。

新型コロナウイルス感染症の影響で減便されたが、早期に3便体制に戻し、その後は確実に維持することについて特段に配慮されたい。

#### (2) ガソリン代補助の継続

島嶼地域においては、令和3年4月から令和4年3月まで、国の補助事業によりガソリン料金に対する補助が実施されている。自動車に頼らざるを得ない島の事情を勘案し、経済を活性化させる最も有効な補助事業として「離島ガソリン流通コスト支援事業」の継続・恒久的な実施を国に働きかけられたい。

### 2. 小笠原空港の早期開設について

小笠原の航空路問題では、令和2年8月垂直離着陸ができるティルトローター機の採用案が小笠原航空路協議会に提案されたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、議論が進捗していない。

小笠原空港の開設は、村民の悲願であり、村民生活の安定のみならず、産業振興にも不可欠なものである。国と都の強力な連携のもとに早期に課題を克服し、航空路を開設されたい。

# 令和4年度東京都施策に対する要望について

令和3年11月18日（木）

東京都中小企業団体中央会

## 《令和4年度東京都施策に対する要望について》

1. 中小企業・小規模事業者のデジタル化対応への支援強化について  
「新しい日常」への対応やテレワークの推進が重要課題となっているため、デジタル化対応への支援強化を図られたい。 . . . . . P 1
2. 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援について  
コロナ禍に苦しむ中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、東京都制度融資の充実を図るとともに、都独自の融資制度を拡充されたい。 . . . . . P 2
3. 中小企業・小規模事業者支援のための固定資産税・都市計画税に係る軽減制度について  
小規模非住宅用地及び事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続していただきたい。 . . . . . P 3
4. 技能尊重機運のさらなる醸成と人材育成について  
技能尊重機運をさらに醸成するため「ものづくり・匠の技の祭典」を継続して開催するとともに、青年技能者の人材育成に引き続き取り組まれたい。 . . . . . P 4
5. 都内中小企業・小規模事業者の販路開拓の強化策について  
情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、そのPR強化と新規発注案件の一層の開拓に取り組まれたい。また、東京2020大会後のサイトのあり方も含め、販路開拓の更なる強化策について検討されたい。 . . . . . P 5
6. 「組合まつり in TOKYO」開催の継続について  
「組合まつり in TOKYO」を開催するための予算措置を引き続き講じていただきたい。 . . . . . P 6

## 1. 中小企業・小規模事業者のデジタル化対応への支援強化について

「新しい日常」への対応やテレワークの推進が重要課題となっているため、デジタル化対応への支援強化を図りたい。

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により過去に例のない大きな打撃を受けている。度重なる緊急事態宣言等に伴い、イベントや外出の自粛等により、ヒト・モノの移動は大きく制限され、幅広い業種で需要構造が大きく変化し、事業者は深刻な経営状況に陥っている。とりわけ、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者には甚大な影響が及び、事態が長期化するにしがたい、廃業や倒産が増加している。

今後、地域経済や雇用を支えている中小企業・小規模事業者が、感染防止策を講じながら、事業活動をより活性化していくためには、「新しい日常」への対応に向け、ICT（情報通信技術）を活用して、業務プロセス改革による生産性向上や新製品、新サービスの開発等、DX（デジタルトランスフォーメーション）化を進めていくことが重要となっている。

また、中小企業・小規模事業者は、一般的にテレワークの導入・定着も十分に進んでいるとはいえない状況にある。今後、より感染防止や働き方改革を進めるためには、一層の取組が必要となっているが、ノウハウの不足や機器の導入経費等がその障害となっている。

加えて、「新しい日常」においては、社会経済活動のあらゆる場面でICTの利活用が求められることとなる。例えば、取引相手とのマッチング・商談や非接触型サービスへのニーズ増大、そして各種届出や補助金の申請といった行政手続き等、もはや事業活動を続ける上では不可欠のものとなる。

現在、東京都におかれては、こうした中小企業・小規模事業者の置かれた状況をご理解いただき、各種支援策を講じていただいている。しかしながら、元来経営基盤が脆弱な上にコロナ禍により未曾有の経営危機に見舞われている事業者においては、テレワークをはじめ、ICT活用等「新しい日常」におけるデジタル化の必要性は十分に認識しつつも、実態としては対応が遅れている。

そこで、東京都におかれては、テレワーク支援やデジタル化支援において、各種ノウハウの提供や機器導入経費等について、一層の支援強化を図りたい。

## 2. 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援について

**コロナ禍に苦しむ中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、東京都制度融資の充実を図るとともに、都独自の融資制度を拡充されたい。**

中小企業・小規模事業者は、元来、経営基盤が脆弱なため、社会経済情勢の影響や主要取引先の経営状況等の影響を強く受けやすい。加えて、コロナ禍により未曾有のダメージを被り、日々事業継続の危機に立たされている事業者も多い。

本会の月次景況報告によると新型コロナウイルス感染再拡大の影響を受け、資金繰りは厳しい水準で推移しており、「資金繰りの見通しがつかず、悪化の一途を辿っている」、「融資を追加で申し込まざるを得ない」、「今後の返済についての不安は増すばかり」等といった中小企業・小規模事業者が資金繰りに窮している実態が報告されている。また、「継続した資金繰り支援を」、「生き延びるための追加の支援策を」等といった行政等に対する要望も出されている。

東京都においては、「新型コロナウイルス感染症対応融資」等の「東京都中小企業制度融資」における融資メニュー以外にも、地域の金融機関と連携した「東京プラスサポート融資制度」や「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」等、多様な資金ニーズに対応するための資金調達手段を措置され、資金繰りを支援いただいているところである。しかし、3度に亘る緊急事態宣言等によって社会経済活動が大きな制約を受けたことや今後も感染防止の取組を継続しなければならないこと等により、中小企業・小規模事業者の資金繰りはさらに悪化し、事業継続が困難となることが危惧される。

このため、資金繰り支援の柱である東京都制度融資においては、現下の情勢を踏まえ、信用保証料補助を拡充する等、事業者がより軽い負担で借りられる融資メニューを設定するとともに、事業者の資金調達手段を増やすため、「東京プラスサポート融資制度」等、都独自の支援策の拡充を図られたい。併せて、各種の支援策がより多くの事業者に利用されるよう周知の促進や借入手続の一層の簡素化等も実施いただきたい。

### 3. 中小企業・小規模事業者支援のための固定資産税・都市計画税に係る軽減制度について

**小規模非住宅用地及び事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続していただきたい。**

東京都では、厳しい経済状況下における中小企業者等を支援するため、平成14年度から東京23区内の一定の要件を満たす非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の税額を2割減免している。

令和3年1月1日現在の東京23区における地価公示価格の対前年平均変動率は、住宅地・商業地・工業地ともに8年ぶりのマイナスとなったものの、今後の地価の変動については予断を許さない状況にある。

中小企業・小規模事業者、特に小売業や観光、飲食等のサービス業は、新型コロナウイルス感染拡大による度重なる緊急事態宣言等に伴い、営業時間の短縮や外出自粛により事業収入が減少し、深刻な経営状態に陥っている。

そのため、元来経営基盤が脆弱な上にコロナ禍により未曾有の危機に見舞われている中小企業・小規模事業者にとって、当該減免措置の効果は非常に大きいことから、令和4年度以降も継続していただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が一定程度減少した中小事業者等に対して、令和3年度の事業用家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を1年に限り2分の1又はゼロとする軽減措置が講じられた。

令和2年度の国内総生産の実質成長率はマイナス4.6%となり、これは、平成18年度のリーマンショック時を上回り、比較可能な範囲では最大の下げ幅である。中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあり、コロナ禍以前の事業収益まで回復していないのが現状である。

そのため、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、事業収入が減少した中小企業・小規模事業者にとって、当該軽減措置は事業継続に非常に有効であることから、令和4年度以降も継続していただきたい。

#### 4. 技能尊重機運のさらなる醸成と人材育成について

技能尊重機運をさらに醸成するため「ものづくり・匠の技の祭典」を継続して開催するとともに、青年技能者の人材育成に引き続き取り組まれない。

これまで、東京のものづくり産業は多様かつ優れた技術を有する中小企業・小規模事業者の集積を特徴として、日本のものづくり産業をリードし日本経済に貢献してきた。これを支えてきたのは、優れた熟練技能者である。しかし、近年では、労働力人口の減少が進む中、若者のものづくり産業離れや熟練技能者の高齢化により、東京のものづくり産業は、将来を担う技能者の後継者不足に直面している。

こうした課題を克服し、ものづくり産業の更なる発展を目指すためには、技能尊重機運の醸成に継続的に取り組み技能者に対する評価をより高め、ものづくり産業が若者にとって魅力的な仕事である必要がある。

このために、東京都は様々な技能振興施策に加え、ものづくりやそれを支える匠の技に触れる絶好の機会である「ものづくり・匠の技の祭典」を全国各地と協力し開催している。この祭典は、匠の技の実演や体験を通じて、ものづくり産業及びそれに携わる技能者の評価を高めることに成果を上げ、技能尊重機運の醸成に大きな役割を果たしていることから、来年度以降も内容を更に充実させ継続開催することを要望する。

一方、本年12月には、技能五輪全国大会がいよいよ東京で、全国アビリンピックと同時に「Tokyo技能五輪・アビリンピック2021」として開催される。中小企業・小規模事業者が青年技能者を育成し、技能五輪全国大会等の技能競技大会に選手として出場させることは、ものづくり産業の技能継承や技能レベルの向上を図る上でも効果的な取り組みである。さらには、東京開催を契機として、都内ものづくり産業の持続的発展を支える人材を育成する良い機会でもある。東京都はこれまで出場選手が力を存分に発揮できるよう、出場機会の確保を図るための環境づくりや後押しについて取り組んでおり成果を上げてきたことから、東京開催後も、中小企業・小規模事業者における技能継承や人材育成に対する支援を強化するなど青年技能者の育成に引き続き取り組まれない。

## 5. 都内中小企業・小規模事業者の販路開拓の強化策について

情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、そのPR強化と新規発注案件の一層の開拓に取り組まれない。また、東京2020大会後のサイトのあり方も含め、販路開拓の更なる強化策について検討されたい。

東京都は、入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月から運営している。このサイトは、物品調達や工事のみならず、各種のサービスや役務提供など多様な案件を数多く掲載することにより、都内はもとより全国の中小企業・小規模事業者の受注拡大に寄与することを目的とするものである。

目下の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済の混乱や停滞はあるものの、今年の東京2020大会とそれを通過点とした様々な需要は、今後の発展につながる機会と考えられる。そのために、同サイトのPR強化を図るとともに、新規発注案件の一層の開拓に取り組まれない。

一方、大会開催に伴う経済効果を限定的・一過性のものとすることなく、都内中小企業はもとより、日本全国に波及させ、「新しい日常」における産業の持続的成長に繋げていくことも重要である。

東京都は、「東京都中小企業振興ビジョン」を策定し、中小企業・小規模事業者の今後の目指すべき姿を示すとともに、その実現に向けた様々な施策を進めていくとした。その中の5つの戦略の一つである「経営マネジメントの強化」の施策の方向性の体系で「販路開拓の強化」が謳われ、その効果的な手法として同サイトの活用も挙げられている。

こうしたことを踏まえ、東京2020大会後の同サイトのあり方も含め、販路開拓の更なる強化策について検討されたい。

## 6. 「組合まつり i n TOKYO」開催の継続について

「組合まつり i n TOKYO」を開催するための予算措置を引き続き講じていただきたい。

中小企業組合及び傘下の中小企業は、優れた技術・技能を有し、魅力ある製品やサービスを提供するとともに、地域の雇用や経済を支える、都民にとって欠くことのできない存在である。このような中小企業組合及び傘下の中小企業の販路拡大のために、「中小企業世界発信プロジェクト2020事業」の一環として予算措置を講じていただき、平成29年度に初めて本会が企画・開催したのが、「組合まつり i n TOKYO」(以下、「組合まつり」という。)である。東京国際フォーラムを会場とし、都内はもとより全国の中小企業組合から出展を募り、組合の知名度の向上、組合製品の販路拡大、また地域の魅力発信、インバウンド需要獲得等海外販路開拓の場として、全国一体となった展示会である。

4回目の開催となった令和2年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、「ヴァーチャルとリアル融合展！ 組合まつり i n TOKYO～技と食の祭典！！～」として、令和3年1月26日から2月25日までの1ヶ月間にわたって、オンライン展示会を開催した。併せてコア期間(同年1月26日、27日)には、東京国際フォーラムにて、バイヤーを対象としたリアル展示会を開催した。オンライン展示会には124団体に出展いただき、来場者数は30,832人と大変盛況であった。出展者からは「現在進行中で商談を進めている」、「初めてのオンラインだが新鮮で良かった」、「コロナ禍でも出展できてよかった」といった声を多数頂戴し、組合製品の魅力を十分に伝えられ、組合の販路開拓、組合間連携に大いに寄与した。

令和3年度においても、「組合まつり」開催の予算措置を講じていただき、令和3年12月2日、3日に東京国際フォーラムにて組合製品を展示する、集客型のリアル展示会を開催するとともに、同時期に約1ヶ月間にわたって、オンライン展示会を開催する予定である。

現在、これに向けて鋭意準備を進めているところであるが、「組合まつり」の開催に伴う経済効果を、都内の中小企業はもとより、日本全国に波及させるためには、「組合まつり」の継続的な開催が不可欠である。また、「組合まつり」の開催を通じた支援の継続は、「東京都中小企業振興ビジョン」の目指す、中小企業の持続可能性のある経営と力強い成長の実現に寄与するものである。

このため、令和4年度においても「組合まつり」を開催するための予算措置を講じていただきたい。



エコアクション21  
認証番号0003381

## 東京都中小企業団体中央会

東京都中央区銀座2丁目10番18号

〒104-0061 東京都中小企業会館

電話 03(3542)0386(代表)

FAX 03(3545)2190

<https://www.tokyochuokai.or.jp/>

東京都知事 小池 百合子 様

令和4年度東京都予算等に対する要望について

令和3年11月18日

一般社団法人東京都中小企業診断士協会  
会 長 松枝 憲司

『未来の東京』戦略」の実現に向けた予算要望  
～～ 中小企業・小規模事業者の明るい未来のために ～～

東京の産業基盤を支えている中小企業・小規模事業者の生き残りと輝きを取り戻すための抜本的な経営改善に向けた必要な対策を、短期の視点と中長期の視点から要望に取りまとめました。

新型コロナウイルスによる感染症が認識され、早や2年近い月日が経過してきました。私たちの日常の生活様式が大きく変化しました。人々の消費行動の変化、働き方の変化、ものづくりや物流も大きく変わりました。特に小規模事業者が多い飲食業や小売業では、営業の自粛が求められ1年以上に渡り苦難の時間が経過しました。音楽や映像制作などのエンターテインメント業界も何もできない時間が続き、夢をかなえられない若者の疲弊が続きました。

資金繰り対策によりつなぎ資金の確保ができたもののこれからの事業活動をどのように立て直していけばいいのか、短期の対策と同時に、足腰を強化し、事業を継続するための体質改善に向けた中長期の改善・改革が重要です。従来の単年度予算に基づく施策に加え、2年から3年の期間に渡って継続的に実施できる施策の創設と予算配分を希望します。

【要望の概要】

- I. 事業継続を図る中小企業・小規模事業者の経営改善支援策を強化
  - 一 中小企業経営支援施策の継続および拡充について
  - 二 中小企業のデジタルシフトへの支援策の継続について
  - 三 中小企業の事業承継・事業再生支援の継続および事業再構築支援策の創設について
  - 四 B C P（事業継続計画）導入促進支援策の継続と拡充について
- II. 創意工夫による新たな価値創造への取組支援策を強化
  - 五 革新的な製品やサービスの創出支援について
- III. 創業促進に対応した支援策の強化
  - 六 創業の促進と多様な人材の創業に対応した支援策について
- IV. 国際化や海外展開の推進支援策の強化
  - 七 国際化や海外展開を後押しする支援策の継続について
- V. 地域の活性化に必要な中小企業の活力発揮支援策を強化
  - 八 地域の活性化に向けた支援策について
- VI. 中小企業の成長の源泉である人材の活躍・育成を推進する支援策の強化
  - 九 働き方改革推進支援の継続について
  - 十 中核人材育成支援策の継続と拡充について

## 一 中小企業経営支援施策の継続および拡充について

- 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化に資するため、「専門家派遣事業」、「中小企業新戦略支援事業（団体向け）」、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」および「経営革新計画フォローアップ」の継続を図るとともに、これら事業における中小企業診断士の派遣等の枠を拡充されたい
- SDGs（持続可能な開発目標）に取り組む企業への支援である「中小企業SDGs経営推進事業」を継続されたい

### 1 中小企業への重点支援施策の継続

人材力が不足する中小企業・小規模事業者へは、伴走型の経営支援活動が効果的である。その中でも特に「専門家派遣事業」、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」、「経営革新計画フォローアップ」は、新型コロナウイルス禍の厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の事業継続や経営革新を図る上で極めて有効な施策である。これら施策は、数多くの中小企業・小規模事業者に対する支援の基盤となる取組として、着実な継続が必要であるが、特に「専門家派遣事業」においては、派遣枠や実施期間に制限があるため事業者の利用申込に対して対応できないことがある。専門家派遣を希望する利用者に対し、十分な支援を提供できるよう派遣枠の増加と次年度に繋がる専門家派遣が可能となるような対策を図られたい。

一般社団法人東京都中小企業診断士協会では、経営分野の専門家をこれら東京都の各種事業に多数派遣しているところである。中小企業・小規模事業者の経営力強化に向けた伴走型の支援が重要となる中、引き続き中小企業診断士の活用を通じた支援を図られたい。

### 2 SDGsに取り組む中小企業への支援継続

SDGsを経営課題として取り組む事業者が徐々に増えている。中小企業・小規模事業者におけるSDGsの取組は、中長期の成長を促進するとともに企業価値や競争力強化を図る上で効果的な取組である。公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「振興公社」という）で実施している「中小企業SDGs経営推進事業」の継続とSDGsに取り組みたい中小企業・小規模事業者へ支援に際し、中小企業診断士の継続的な活用を図られたい。

## 二 中小企業のデジタルシフトへの支援策の継続について

- デジタルトランスフォーメーション（DX）による生産性向上支援施策である「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」を継続されたい
- 適正なICT（情報技術）導入推進のための事例集活用を継続されたい

### 1 デジタルトランスフォーメーション（DX）による生産性向上支援施策を継続

パソコンなどのハードウェアや業務用のソフトウェアなどが進化している中で、中小企業・小規模事業者のICT化は遅れている。紙や伝票によるアナログ的業務が問題ではなく、業務が属人化されていたり、伝票を使わずに口頭での伝達であったり、必要な事項が記録されてないことに問題がある。業務プロセスを見直し、業務フローを明確にした上で、決められた手順で業務が進められるように教育、定着をさせる必要があるが、中小企業・小規模事業者では、このようなICT導入の前段階から導入活用を推進できる人材（ICT人材）が不足しているのが実情である。

DXにより業務改革や生産性の向上を図りたい中小企業・小規模事業者に対し、「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」において、ICT導入に必要な経費の一部助成と、導入計画前の業務改善、計画の立案からRFP（提案依頼書）の作成、機器やソフトウェア等の選定、導入運用に至る一連の業務を専門家により一貫して支援する必要がある。これら支援に際しては、業務改善とICT導入に知見を持つ中小企業診断士の活用を図られたい。

### 2 適正なICT（情報技術）導入推進のための事例集活用の継続

中小企業がICTの導入を計画する際には、生産性向上のためにデジタル技術活用推進事業等でICT化を進めた先進企業の事例が役に立つ。事例では、問題点の把握、改善課題の設定、新たな業務プロセスの設定、適正なICTシステムの選定、導入後の効果などを示す必要があり、振興公社ではICT導入により効果を上げている企業の事例を「事業紹介動画」としてホームページで公開しており、継続していただきたい。新たな事例の取材、事例集の作成、事例集による企業への事業紹介などにおいて、中小企業診断士の活用を図られたい。

### 三 中小企業の事業承継・事業再生支援の継続および事業再構築支援策の創設について

- 事業承継・再生支援事業で実施している、個別課題解決のための相談や支援、セミナーや交流会などによる情報提供、資金調達や税制、助成金など資金面から支援などを継続するとともに組織横断的な情報の統合によりワンストップで対応できる仕組みを創設されたい
- 中小企業の立て直しを図る「事業再構築支援策」を創設されたい

#### 1 事業承継・再生支援事業の継続

中小企業経営者の高齢化が進んでいる中で、経営を次世代へ引き継ぐことが極めて重要な課題となっている。

振興公社では、「事業計画・再生支援に関する個別相談」、「戦略的事業承継セミナー・後継者交流会」、「事業承継出張セミナー」、「事業承継塾・後継者イノベーションスクール」、「事業承継支援助成金」などの事業を実施している。また、事業承継の応援のための冊子「事業承継のすゝめ」を発行、事業承継ポータルサイトにより支援制度の紹介に努めているが、これら制度の中小企業経営者への普及が課題となっている。

東京商工会議所では「小規模事業者に対する事業承継等の支援」として事業承継時の様々な課題解決に向け相談や専門家派遣により対応している。

地域金融機関による事業承継促進事業では事業承継のニーズを調査し、専門家派遣により事業承継計画の策定支援を実施している。

これら事業は組織単位で実施されているため、事業者はどこに相談すればよいのか分からないことが多い。事業承継の推進のためには組織横断的にワンストップで対応できる窓口が必要であり、相談者として中小企業診断士の活用を図られたい。

#### 2 中小企業の立て直しを図る「事業再構築支援策」の創設

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、飲食店、観光事業者、小売業など多くの事業者の業績が低迷している。中小企業・小規模事業者においては、協力金の支給、金融支援による資金調達などにより手元資金の確保ができたものの、借入金の返済が始まる中で、事業を立て直すための事業再構築計画の立案が必要となる。協力金、金融支援や各種補助金による支援に加え、事業再構築のストーリーの見える化を伴走型で支援することが効果的である。

中小企業・小規模事業者の事業再構築計画の策定、実行支援に、経営改革・事業再構築支援の専門家である、中小企業診断士の活用を図る施策を創設されたい。

#### 四 B C P（事業継続計画）導入促進支援策の継続と拡充について

- 「B C P策定支援事業」を継続するとともに実行性を高めるための訓練に対する支援策の拡充を図りたい

##### 1 B C P策定支援事業の継続および拡充

近年の自然災害の被害の増大、新型コロナウイルス感染症の拡大等企業の経営に大きく影響する危機の発生が増加している。

振興公社では、「普及啓発セミナー」、「B C P策定推進フォーラム」、「B C P策定講座」、「B C P策定コンサルティング」「フォローアップセミナー」などB C P策定支援事業を実施している。

B C Pは策定だけでは片手落ちであり、計画を実行することになった場合に計画が機能するか、模擬訓練を通して確認する必要がある。模擬訓練については、「フォローアップセミナー」により方法をお伝えしているが、訓練のシナリオ作成、訓練の実施と内容評価、B C P計画の見直しまでの一連の支援策が必要であり、事業の拡充を図りたい。

B C P策定ニーズの掘り起こしや計画策定支援に加え、訓練シナリオの作成、訓練の実施と内容評価に至る一連のB C P支援策の実施に際しては、リスクマネジメントの専門家である中小企業診断士の活用を図りたい。

## 五 革新的な製品やサービスの創出支援について

- ベンチャー企業の多様なニーズに適応可能な専門相談窓口の創設を図りたい
- ビジネスイノベーションに取り組む小規模事業者に対する伴走型支援策の創設を図りたい

### 1 ベンチャー企業の多様なニーズに適応可能な専門相談窓口の創設

TOKYO 創業ステーションでは、丸の内とTAMAの2拠点により起業・創業を目指す人たちに対し手厚い支援策を実施している。事業計画策定に際しては、プランコンサルタントが担当制により相談者一人ひとりに対し丁寧な支援を行っている。スタートアップ時のベンチャー企業の事業ニーズは多様であり、研究開発型のベンチャー企業に対して大学など研究機関との連携の他、専門相談窓口の設置や伴走型の支援が効果的である。

研究開発型は、内容が複雑多岐に渡るため、技術的な知見やキャリアを持つ副業人材の活用も効果的である。

研究開発型ベンチャー企業の支援のために専門相談窓口の設置と副業型の中小企業診断士の活用を図りたい。

### 2 ビジネスイノベーションに取り組む小規模事業者に対する伴走型支援の創設

新製品開発や新サービス創出、新たな販売手法やサービスの提供方法など新しいビジネスモデル構築に挑戦する小規模事業者には、短期的な失敗を恐れることなく長期的視点で成功を目指すことになる。

「TOKYO 戦略的イノベーション促進事業」は、補助金と連携コーディネータのサポートにより最長3年間の支援が可能であり、事業完了後も最大で1年間のアフターフォローにより販路開拓等の継続支援が実施されるが、小規模事業者にとっては事業のハードルが高い。

事業の目的は維持しつつ、小規模事業者が取り組める事業規模で伴走型支援に重点を置いた事業の創設を図りたい。

伴走型支援者としては、小規模事業者のニーズにマッチした中小企業診断士の活用を図りたい。

## 六 創業の促進と多様な人材の創業に対応した支援策について

- 多様なスタートアップ育成プログラムの実践を図りたい（「未来の東京」戦略）
- 起業・創業予定者に対する多様な支援策の継続を図りたい
- 創業期に必要な経費の一部を助成する「創業助成事業」の継続と助成金交付決定者へのフォローアップの拡充を図りたい

### 1 多様なスタートアップ育成プログラムの実践

#### (1) 小中学校段階における創業意識の醸成

学校教育の段階から起業が将来の選択肢の一つあることを学ぶ「起業家教育」に目を向けることが重要であることが指摘されている。小中学生を主な対象として、学校教育段階からの創業意識を高めるきっかけづくりとして「創業に関する出前授業」が効果的である。出前塾などの講師として中小企業診断士の活用を図りたい。

#### (2) シニア層への創業支援策の実施

第1回「シニアビジネスグランプリ」のファイナリストが生き生きと事業を行っている。人生100年時代、生涯現役に向けて、都内シニア層で創業に意欲のある方々への支援環境を整備し、活性化を図るために、中小企業診断士の活用を図りたい。

### 2 起業・創業予定者に対する多様な支援の継続

#### (1) 女性起業家の活躍推進と経営知識の習得

コロナ禍で、オンラインサービスを活用し、新生活様式に対応した新たなサービスを提供するなど、在宅での起業が可能となり女性の起業機会が増えてきた。起業を志す女性、スタートアップ期の女性起業家向けに経営に関する基礎的知識の提供するビジネス講座を開設し、この講師として経営支援の豊富な中小企業診断士を活用されたい。

#### (2) 副業型人材のキャリアを活用したベンチャー企業支援の創設

当協会には、企業に勤めながら専門性を活かせる領域で活躍している副業型中小企業診断士が多数在籍している。一人企業や役員のみでの少人数の企業では、身近な相談相手がないことが多いが、両者が出会う機会が少ない現状である。こうした問題を解決するために、副業型の中小企業診断士とベンチャー企業が出会う場としての「マッチング会」の開催が有効であり、創設を図っていただきたい。

### 3 「創業助成事業」の継続と交付決定者へのフォローアップの拡充

「未来の東京」戦略 11 スタートアップ都市・東京戦略では、新しい産業が生まれる施策を展開する計画を立案、実行し、スタートアップ企業の事業への参加を促している。

創業期の事業者は、規模が小さく、手元資金が少ない企業が多いことから、振興公社で実施している「創業助成事業」に多くの応募がある。創業助成事業では、創業期に必要な経費の一部を助成しているが、時間の経過とともに成長する企業と事業実施の過程で壁にぶつかり悩んでいる企業も多い。

助成金交付決定者が壁にぶつかる前に、現状を見つめ、問題点を整理し、成長へと繋げる道筋を構築するための対策が必要である。対策を実施するためには、専門家による伴走型の支援が有効である。伴走型支援では、専門家の他、様々なキャリアを持つ副業型人材として活動している中小企業診断士の活用を図りたい。

## 七 国際化や海外展開を後押しする支援策の継続について

### ○ 国内在住の高度外国人材の活用や在日外国人中小企業経営者との連携強化による海外展開支援策の拡充について

#### 1 高度外国人材の活用や外国人経営者との連携による海外展開支援の拡充

振興公社では「海外展開総合支援事業」としてワンストップ相談窓口を設け、中小企業経営者の相談に対応している。多くの場合は、相談窓口での対応が有効であるが、海外展開に際しては祖国を知る外国人経営者や高度外国人材によるアドバイスが役に立つ。

外国人経営者や高度外国人材との連携には、掘り起こしが必要である。人材の掘り起こしには外国人と人脈がある中小企業診断士を活用していただきたい。

## 八 地域の活性化に向けた支援策について

- 「TOKYO 地域資源等活用推進事業」の継続と島しょ地域の産業資源を活用した商品開発及び販路開拓を支援するための小規模事業者枠を設置されたい
- デジタル技術活用による商店街空き店舗の利用促進を図られたい

### 1 島しょ地域の産業資源を活用した商品開発及び販路開拓支援の継続

コロナ後の観光産業の垂直的な回復のため、島しょ地域の豊富な地域資源を活かし、観光ニーズを満たす商品開発と販路開拓が必要である。「TOKYO 地域資源等活用推進事業」を基盤とし、地域資源を活用した商品開発に取り組む小規模事業者が取り組みやすい規模による助成と専門家による支援を組み合わせた事業として継続されたい。

#### (1) 観光ニーズを満たす魅力ある商品開発と商品づくりへの支援

地域資源を活用して魅力ある商品開発と商品づくりに積極的に取り組もうとする中小企業に対し、地域資源分析・ニーズ解析・商品アイデア創出等を支援するため、専門家として中小企業診断士を活用されたい。

#### (2) 商品の販売促進に対する支援

顧客をターゲットに、それぞれのニーズを踏まえ販売拡大策に取り組もうとする中小企業に対して、有効な販売促進策・立案支援を行うため中小企業診断士を活用されたい。

### 2 デジタル技術活用による商店街空き店舗の利用促進

商店街は、後継者不足、商業衰退、空き店舗の増加などの諸問題を抱えている。新しい時代に沿った取り組みにより変革が必要である。

商店街の空き店舗を利用したチャレンジショップの成功には、革新的なサービスや商品を持った起業家がチャレンジできるような店舗づくりと新たな生活様式に対応した商店街活性化として SNS や YouTube などデジタル技術の活用が有効である。

既に行われている「商店街ステップアップ事業」「商店街リノベーション支援事業」「商店街空き店舗活用事業」「進め！若手商人育成事業」の支援スキームを継続し、従来から商店街とネットワークをもつ中小企業診断士に加え、IT活用に詳しい中小企業診断士が共同して支援できる仕組みを構築されたい。

## 九 働き方改革推進支援の継続について

- テレワークと生産性向上などの相談事業の継続について
- 女性活躍のための「働き方見直し支援」の創設について

### 1 テレワークと生産性向上の両立支援などの相談事業の継続

東京都には、働き方改革推進のための事業や、テレワーク導入のための事業があるが、事業者はテレワーク導入効果や、導入による生産性低下などを不安視することが少なくない。

従業員の立場から見れば、家事や育児、介護などを理由に離職せざるを得ない人も、フレックスやリモートワークが導入されれば離職せずに済む場合が多々ある。

働き方改革の手段の一つであるテレワーク導入を技術面、運用面から支援することに加えて、テレワーク導入によって生産性を向上させていくための支援や人材確保のための制度整備の支援などに中小企業診断士の活用を図られたい。

### 2 女性活躍のための働き方見直し支援の創設

少子高齢化の進行により国内の生産年齢人口の減少が進み、人材不足が叫ばれる中、都内中小企業においては人材の確保が難しくなることが予想される。東京都には「女性再就職支援」や「就業拡大支援」等の施策があるが、就職後の女性社員の長期的な定着を支援するための、所定外労働の削減をはじめとする「働き方の見直し」に取り組むまでの支援策が見当たらない。

中小企業に勤務する女性社員の有効活用や女性社員の活躍を推進するための相談窓口や専門家派遣などを創設し、専門家として中小企業診断士の活用を図られたい。

## 十 中核人材育成支援策の継続と拡充について

### ○ 中核人材に対する育成支援を継続・拡充されたい

#### 1 中核人材の対する営業・販売・サービススキル向上支援策

振興公社では「経営人財 NEXT20」「東京都生産性革新スクール」「東京都新サービス創出スクール」など人材育成支援を実施している。これら事業では、自社の課題を解決するための手法や考え方を習得し、経営分野と各専門分野において第一線で活躍できる中核人材を育成している。

成長・拡大志向の中小企業では、その推進力となる中核人材の不足感が強い機能は「営業・販売・サービス」である。その育成方法は企業内のOJTが中心となるため、指導する先輩社員のレベルに依存してしまうことが、中核人材を十分に育成できていない一因であると考えられる。

営業・販売・サービス等の専門性の高い職域の効果的な人材育成には、継続的、定期的、実務的なスキル指導がある。振興公社の人材育成プログラムに「営業・販売・サービススキル育成スクール」を追加し、専門的指導者として中小企業診断士の活用を図られたい。

団体名：一般社団法人東京都中小企業診断士協会

令和3年11月18日

一般社団法人東京都中小企業診断士協会  
会長 松枝 憲司

(本件連絡先)

東京都中央区銀座2-10-18

東京都中小企業会館7階

電話03(5550)0033

専務理事・事務局長 森川 雅章